

坂監委第 77 号

令和2年3月17日

坂井市長 坂本 憲 男 様
坂井市議会
議 長 田 中 哲 治 様
坂井市教育委員会
教育長 川 元 利 夫 様
坂井市選挙管理委員会
委員長 関 輝 勝 様
坂井市公平委員会
委員長 田 坂 哲 様
坂井市農業委員会
会 長 森 勝 義 様
固定資産評価審査委員会
委員長 木 村 昌 弘 様

坂井市監査委員 田 本 光 三
坂井市監査委員 亀 嶋 政 幸
坂井市監査委員 伊 藤 聖 一

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告書を提出する。

なお、この監査結果に基づき、または当該結果を参考に措置を講じた場合は、同条第12項の規定により監査委員まで通知すること。

定期監査報告書

第1 監査の期間

令和元年9月2日から令和2年2月28日まで

第2 監査の対象

総務部

総務課、安全対策課、職員課、秘書広報課、行政経営課

総合政策部

企画情報課、シティセールス推進課、まちづくり推進課（女性活躍推進室）

雄島コミュニティセンター、高椋西部コミュニティセンター、鳴鹿コミュニティセンター、江留上コミュニティセンター、兵庫コミュニティセンター

財務部

財政課、監理課、庁舎整備課、営繕課、工事検査課、課税課、納税課（税外債権管理室）

市民福祉部

社会福祉課、高齢福祉課、健康増進課、子育て支援課、福祉総合相談室、市民生活課、保険年金課

加戸幼保園、磯部西幼保園、春江北幼保園、坂井こども園

産業環境部

農業振興課（地籍調査室）、林業水産振興課、観光産業課、環境推進課

建設部

都市計画課、建設課（高速交通対策室）、上下水道課

三国病院事務局

三国支所 地域振興課

丸岡支所 地域振興課

春江支所 地域振興課

坂井支所 地域振興課

会計課

教育委員会事務局

教育総務課、学校教育課、生涯学習スポーツ課、文化課（丸岡城国宝化推進室）、みくに龍翔館、春江図書館、三国学校給食センター、春江坂井学校給食センター、雄島小学校、高椋小学校、東十郷小学校、春江中学校

議会事務局
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
公平委員会事務局
固定資産評価審査委員会事務局

第3 監査の範囲

令和元年度における所管事務全般について、監査資料の提出期限を定め、その前月末までを監査の対象とした。

第4 監査の方法

令和元年度財務事務に関して、定期監査資料の作成及び関係書類、各種の事業関係綴の提出を求め、事務局による資料・書類の確認、事前調査を実施し、財務事務及び行政事務の適法性、効率性、妥当性の観点から監査を実施した。

第5 監査の結果

今回、監査の対象とした所管の財務事務及び行政事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、以下に指摘するとおり、一部において是正または改善を要する事項が見受けられたので、これらの事項については速やかに是正・改善を検討し、講じた措置については遅滞なく報告されたい。

なお、各部局長、支所長に対して、共通および個別の注意事項を示して講評を実施した。

また、監査の過程において、各部局共通に見受けられた事務手続き上の軽微な誤り等については、監査委員事務局長名で全庁に通知し改善を求めた。

《 指摘事項 》

○規則等の順守について（三国病院）

三国病院で実施する多数の業務について、坂井市財務規則や文書管理規程等の内部規則に基づかない処理が見受けられた。

第6 監査の意見

地方自治法や財務規則などの関係法令に対するコンプライアンスの徹底を図るため、従来より期初において実施されている文書管理や財務

等の事務処理上の留意事項に関する全庁的な事務研修会等において、一層の職員指導を実施し、市民に信頼される職務の遂行に努めるとともに、職員一人ひとりが責任を持って事務の執行を行っていただきたい。